標柱十四号から二八二度六分五秒
四・二〇二メートルの地点　十五号
標柱十五号から二九〇度四九分三四秒
五・四一二メートルの地点　十六号
標柱十六号から三三二度五六分四一秒
三五・〇六六メートルの地点　十七号
標柱十七号から四七度一六分四九秒
三五二・二五九メートルの地点　十八号
標柱十八号から一九一度一七分五四秒
二・八七四メートルの地点　十九号
標柱十九号から一四〇度三分三〇秒
九・二六三メートルの地点　二十号
標柱二十号から一〇七度五五分三七秒
一・五六九メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から一九五度二分六秒
四・二四四メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から一三一度五三分一六秒
四・〇六三メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から八二度一五分五六秒
二・四三七メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から一〇〇度一分五三秒
四・四二一メートルの地点　二十五号
標柱二十五号から二八度九分四四秒
一・九九〇メートルの地点　二十六号
標柱二十六号から八七度五五分三〇秒
二・六二四メートルの地点　二十七号
標柱二十七号から九六度四〇分一六秒
四・五八八メートルの地点　二十八号
標柱二十八号から九四度七分四六秒
二・六一一メートルの地点　二十九号
標柱二十九号から二二度三一分四三秒
二・八五三メートルの地点　三十号
標柱三十号から一四七度〇分三七秒
五・二八八メートルの地点　三十一号
標柱三十一号から五三度五九分三〇秒
一・九九五メートルの地点　三十二号
標柱三十二号から一二〇度四〇分三一秒
三・三三八メートルの地点　三十三号
標柱三十三号から五四度三九分一七秒
二三・四〇九メートルの地点　三十四号
標柱三十四号から三五三度一六分四九秒
一一・四〇〇メートルの地点　三十五号
標柱三十五号から三三三度三六分二五秒
一九・九七六メートルの地点　三十六号

標柱三十六号から六度七分三〇秒
一二・一〇九メートルの地点　三十七号
標柱三十七号から二五度一二分二四秒
七・六二二メートルの地点　三十八号
標柱三十八号から一一八度四九分二〇秒
四三・〇四八メートルの地点　三十九号
標柱三十九号から二八度五九分二八秒
一二・一一七メートルの地点　四十号
標柱四十号から五八度四四分一一秒
一四・二八八メートルの地点　四十一号
標柱四十一号から一一八度一一分五八秒
一一・九八〇メートルの地点　四十二号
標柱四十二号から八五度五四分三秒
二九・四九〇メートルの地点　四十三号
標柱四十三号から一八五度六分四四秒
五五・〇九二メートルの地点　四十四号
標柱四十四号から二五九度四六分五二秒
八・七七六メートルの地点　四十五号
標柱四十五号から一七七度一九分二四秒
四〇・三二二メートルの地点　四十六号
標柱四十六号から一九四度五九分四九秒
五・五二六メートルの地点　四十七号
標柱四十七号から二六二度四六分三九秒
一・二四一メートルの地点　四十八号
標柱四十八号から二三三度〇分三六秒
四・二九八メートルの地点　四十九号
標柱四十九号から二七七度四一分二六秒
三一・六〇一メートルの地点　五十号
標柱五十号から三〇二度一一分五一秒
三〇・八三五メートルの地点　五十一号
標柱五十一号から二〇六度三〇分四六秒
三一・四一八メートルの地点　五十二号
標柱五十二号から二二五度二六分一〇秒
一九・七八九メートルの地点　五十三号
標柱五十三号から二六五度一四分三〇秒
二〇・二一七メートルの地点　五十四号
標柱五十四号から三二四度〇分一七秒
七・三二三メートルの地点　五十五号
標柱五十五号から二四九度二二分二〇秒
五二・四〇五メートルの地点　五十六号
標柱五十六号から一八〇度一六分一〇秒
七・八六八メートルの地点　五十七号
標柱五十七号から一五三度一九分五二秒
一五・三〇九メートルの地点　五十八号

標柱五十八号から一八七度二一分八秒
五一・八九五メートルの地点　五十九号
標柱五十九号から一七六度三一分四一秒
一一・二二九メートルの地点　六十号
標柱六十号から一八二度二八分四七秒
四・五九九メートルの地点　六十一号
標柱六十一号から一八七度五一分二三秒
三五・六二八メートルの地点　六十二号
標柱六十二号から一六七度一四分一三秒
四六・七七七メートルの地点　六十三号
標柱六十三号から二二三度一一分三六秒
五・八〇九メートルの地点　六十四号
標柱六十四号から一九六度五一分三七秒
五四・四八九メートルの地点　六十五号
標柱六十五号から一八七度三四分五六秒
九・二四六メートルの地点　六十六号
標柱六十六号から一六八度四一分四八秒
一六・七七〇メートルの地点　六十七号
標柱六十七号から二四一度二四分一七秒
四・五三二メートルの地点　六十八号
標柱六十八号から二四五度八分五秒
五・二〇一メートルの地点　六十九号
標柱六十九号から一八度七分四一秒
三〇六・八三七メートルの地点　七十号
標柱七十号から二六七度一九分四三秒
三・二八三メートルの地点　七十一号
標柱七十一号から三一五度三一分三九秒
二八・四九七メートルの地点　七十二号
標柱七十二号から二九五度二〇分二〇秒
二一・九八七メートルの地点　七十三号
標柱七十三号から二三度一八分一六秒
七・四五四メートルの地点　七十四号
標柱七十四号から九二度五二分一二秒
一一・一六四メートルの地点　七十五号
標柱七十五号から一二九度三四分二一秒
二・九九〇メートルの地点　七十六号
標柱七十六号から九三度二三分三〇秒
一・二〇〇メートルの地点　七十七号
標柱七十七号から八二度一三分二〇秒
一〇・七三七メートルの地点　七十八号
標柱七十八号から六七度七分二六秒
九・七五二メートルの地点　七十九号
標柱七十九号から一六〇度一七分四六秒
二七・九七二メートルの地点　八十号
標柱八十号から一七八度二二分三五秒
八・六八二メートルの地点　八十一号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
太田川支川七一
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐南区八木九丁目四〇六三番地内四等三角点城山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を平成二十七年国土交通省告示第二百二十六号で指定した同号十四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から六度五〇分五〇秒
一〇八一・九八四メートルの地点　一号
標柱一号から一七三度五三分五七秒
一〇・四六三メートルの地点　二号
標柱二号から二一三度一二分三八秒
一〇・八六七メートルの地点　三号
標柱三号から二二八度一七分四九秒
一〇・八九三メートルの地点　四号
標柱四号から二三〇度一分二秒
二・七七八メートルの地点　五号
標柱五号から二六六度二分五二秒
一四・一三二メートルの地点　六号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
根谷川支川九五、根谷川支川九六及び根谷川支川九七
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　広島県広島市安佐北区可部町大字桐原字恵穂居一番地内四等三角点高松山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成二十七年国土交通省告示第千二百六十九号で指定した同号十二に掲げる土地の境界線及び平成二十七年国土交通省告示第二百二十六号で指定した同号十七に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱二号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から一八一度三五分九秒
七二八・一七五メートルの地点　一号
標柱一号から七一度二四分三一秒
五八・二七八メートルの地点　二号
標柱二号から一八八度九分四五秒
一・〇〇〇メートルの地点　三号